

平成29年第4回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年4月28日(金)午後3時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 早津和一 | 委員 | 2番 | 高橋義勝 | 委員 |
| 3番 | 今井直敏 | 委員 | 4番 | 滝田文雄 | 委員 |
| 5番 | 我妻貢 | 委員 | 6番 | 山本繁夫 | 委員 |
| 7番 | 有賀良雄 | 委員 | 8番 | 鈴木滋夫 | 委員 |
| 9番 | 緑川喜文 | 委員 | 10番 | 齋藤茂 | 委員 |
| 11番 | 星保雄 | 委員 | 12番 | 和田一男 | 委員 |
| 13番 | 塩田一也 | 委員 | 15番 | 大戸文治 | 委員 |
| 16番 | 本宮勝正 | 委員 | 17番 | 矢野正則 | 委員 |
| 19番 | 砂塚功 | 委員 | | | |

欠席農業委員(2名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 14番 | 矢吹幸彦 | 委員 | 18番 | 北野唯道 | 委員 |
|-----|------|----|-----|------|----|

出席農地利用最適化推進委員(16名)

| | | | |
|-------|----|------|----|
| 茂木一男 | 委員 | 佐藤良一 | 委員 |
| 鈴木信秋 | 委員 | 樋口幹夫 | 委員 |
| 篠宮四郎 | 委員 | 齋藤一廣 | 委員 |
| 小泉光敏 | 委員 | 深谷昭 | 委員 |
| 矢内照美 | 委員 | 鈴木茂次 | 委員 |
| 橋本賢一 | 委員 | 深谷宏光 | 委員 |
| 高久亨 | 委員 | 山内喜一 | 委員 |
| 飛知和金一 | 委員 | 富永進 | 委員 |

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

| | | | |
|------|----|------|----|
| 邊見芳正 | 委員 | 円谷隆男 | 委員 |
|------|----|------|----|

秋 元 幸 一 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 近藤 恭 | 次長兼係長 | 大崎 泰弘 |
| 主任主査 | 高橋 早苗 | 副 主 査 | 竹内 忍 |
| 表郷分室長 | 穂積 明 | 大信分室長 | 長谷川 章 |
| 東分室長 | 鈴木 穰 | | |

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成29年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が11件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が8件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が36件、合わせて56件をご審議いただくことになります。よろしくお願いいたします。

(午後3時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

すっかり陽気も春から夏みたいな日もございまして、皆さんも大変、春の農作業等お忙しく働きになっているかなと思われま。本日56件の案件をご審議いただくわけですが、本日につきましては、農業委員会関係職員の歓送迎会もございまして。それから、農政課等からの説明等もございまして、スムーズに議案を進めていきたいというふうを考えております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまより第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、今井直敏委員、4番、滝田文雄委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

14番、矢吹幸彦委員、18番、北野唯道委員、邊見芳正委員、円谷隆男委員、秋元幸一委員の計5名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年4月28日提出。会長砂塚功。

以上です。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局（高橋主任主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその11朗読】

以上、その1からその11までの案件につきまして、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いたします。

会 長 農地法第3条その1、その2については、自作地の交換ということで関連がありますので、一括審議で異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 ありがとうございます。

それでは、地区担当委員に意見を求めます。

橋本委員 地区担当の橋本です。

4月22日に、譲渡人と譲受人、それと地区担当の鈴木委員の4名で立ち会い、現地を見ました。お互いに畑が隣接していたので、仕事上都合が悪いということでこういう申請に至ったものです。皆さんの審議よろしく願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1、その2については原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 今回の申請について、去る3月23日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡

人、譲受人に確認しました。双方とも、申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る4月21日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とも4月21日、現地でお会いし、申請内容について確認したところ、適正に利用され、問題ないことを確認しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺地区担当の矢内です。

この件につきましては、4月15日に、緑川委員さんと2名で、譲受人に現地で立ち会ってもらって申請内容を確認しましたところ、何ら問題ありません。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

この申請につきましては、去る4月22日、齋藤委員さん、私、譲渡人、譲受人の4名で現地立ち会いたしました。申請内容について、畑を畑として、花と野菜をつくるということを確認しております。なお、周辺の農家と歩調を合わせて農業に従事するということで、申請内容については何ら問題ないと思われまますので、皆様審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

今回の申請の件につきましては、本宮勝正委員と、譲受人、譲渡人の代理人の4人で現地を確認いたしました。譲受人が地元の方、周りも角地帯ではありますが、畑で何ら問題は無いということで確認してまいりましたので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷地区の橋本です。

4月22日に、鈴木委員と譲渡人の弁護士と譲受人、4人で現地に立ち会って、申請内容を確認いたしました。譲受人は農業をやっているということで、間違い無いということです。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

番号その9の件について、譲渡人、譲受人と去る4月23日に両者とお会いしまして、申請内容について確認しましたが、何も問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定します。

農地法第3条その10を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の深谷です。

4月21日、有賀委員さんと譲受人、譲渡人の立ち会いのもと、自作地の交換ということで、その10と11の土地を交換するということでしたので現地確認をいたしました。何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。

会 長 先ほどの1、2と同じで、10と11につきましては、自作地の交換ということで、一括審議でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、その10、その11について、ご意見等がございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10、その11について原案のとおり決定いたします。ご協力ありがとうございました。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年4月28日提出。会長砂塚功。

以上です。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る4月22日、滝田委員さんと申請人と現地調査を行いました。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) 13ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年4月28日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、14ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和金一です。

去る25日、我妻委員さんと現地調査を行いました。当日、設定人が高齢のため、息子さんと被設定人と私たち4人で現地調査を行いました。双方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、19ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の流通業務事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

本件につきましては、4月22日に、星委員さんと現地を調査いたしました。譲渡人の代理人の行政書士と、譲渡人の家族、他の譲渡人と私たち委員の計5名で現地を確認いたしました。もうひとりの譲渡人は連絡がつかなかったもので、後日確認をいたしたところであります。申請内容には何ら問題なく、また隣に農地がございますが、その農地に関しても影響はないものと考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、24ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、3月23日、和田委員さんと現地調査を行いました。譲受人と譲受人は同一人物。現地で申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地の影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、29ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷地区の橋本です。

去る25日に、鈴木委員さんと譲受人、譲渡人、4名で現地調査いたしました。申請内容は適正で、また周辺の農地にかかわる影響は差し支えないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、34ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 2番、大沼地区担当の高橋でござひます。

今回の申請について、去る4月22日、土曜日になります、邊見委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は、同じ日の4月22日現地でお会ひし、申請内容について確認しました。双方とも、申請内容について相違ない、間違ひないということでした。今回の転用による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われまます。皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、39ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂担当の齋藤です。

今回の申請について、去る4月25日に、山本委員さん、矢野委員さんとともに、譲渡人、譲受人とともに現地調査、確認をいたしました。周辺の農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、44ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の当該事業の面積に対し、農地の面積が3分の1を超えないものに該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 15番の大戸です。

この件に関して、秋元委員と4月24日、譲渡人、譲受人の立ち会いのもとに現地調査を行いました。申請どおりだと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、49ページをごらんください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷です。

申請の案件に関して、4月24日、有賀委員さんと現地にて、設定人の父親、あと被設定人の代理で取締役常務の4名で現地を確認いたしました。この案件は、震災の山崩れの治山工事で、工事の隣接地で現場事務所と駐車場に利用するというので、一時的利用ですので農地に何ら問題ないと思います。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) 54ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年4月28日提出。会長砂塚功。

なお、55ページの賃借権の設定第2号につきましては、議案配付後、設定人死亡により承認取り下げがありましたのでご報告いたします。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主任主査） それでは、68ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（所有権の移転）についてご説明いたします。

【第1号から第2号朗読】

この案件につきましては、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、13番、塩田一也委員の退席を命じます。

（塩田一也委員 退席）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第2号を除く第1号から第34号並びに所有権の移転の1号から2号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第2号を除く第1号から34号並びに所有権の移転第1号から第2号について、原案のとおり承認いたします。

塩田一也委員の入場を認めます。

（塩田一也委員 入場）

◎その他

会長 それでは、皆様から他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局のほうから連絡事項をお願い申し上げます。

事務局長 皆様、お疲れさまでございました。

それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

まず1点目でございますが、総会終了後10分ほど休憩とりまして、4時半から農政課と農林整備課より、平成29年度の主要事業について説明させていただきたいと思っております。

2点目でございますが、次回の総会について、5月31日水曜日、午後2時より市役所正庁、こちらの場所で開催いたしますので、よろしくごお願いいたします。

3点目になりますが、さきにお手元のほうに配付させていただいております資料ですが、県のほうから情報提供ありまして、県の農業会議のほうから農の雇用事業及びもう一枚が県

の農業担い手課のほうから農業女子育成・定着促進支援事業の情報提供ありましたので、こちらは後ほどご講談いただければと思います。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成29年第4回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午後4時20分)
